

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2010-143593

(P2010-143593A)

(43) 公開日 平成22年7月1日(2010.7.1)

(51) Int.Cl.

B65D 3/04 (2006.01)
B65D 5/64 (2006.01)
B65D 3/00 (2006.01)
B65D 43/10 (2006.01)
B65D 77/20 (2006.01)

F 1

B 6 5 D 3/04
B 6 5 D 5/64
B 6 5 D 3/00
B 6 5 D 43/10
B 6 5 D 77/20

テーマコード(参考)

3 E 0 6 0
3 E 0 6 7
3 E 0 8 4

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号

特願2008-320555 (P2008-320555)

(22) 出願日

平成20年12月17日 (2008.12.17)

(71) 出願人 594199452

株式会社鈴木松風堂
京都府京都市中京区柳馬場通六角下る井筒
屋町409番地410番地合地

(74) 代理人 100074332

弁理士 藤本 昇

(74) 代理人 100114421

弁理士 薬丸 誠一

(74) 代理人 100114432

弁理士 中谷 寛昭

(72) 発明者 鈴木 基一

京都府京都市中京区柳馬場通六角下る井筒
屋町409番地410番地合地 株式会社
鈴木松風堂内

最終頁に続く

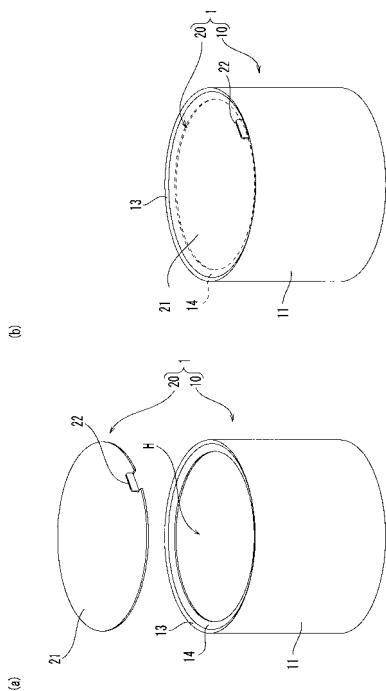
(54) 【発明の名称】 包装箱

(57) 【要約】

【課題】 本発明は、外観の見栄えを良好にすることができる上に、物品を収容する箱本体の高さに関係なく、蓋体が不用意に外れるのを確実に防止することのできる包装箱を提供することを課題とする。

【解決手段】 環状に形成された側壁部及び該側壁部の下端部開口を閉塞した底部を有する箱本体と、側壁部の上端部開口を閉塞可能に構成された蓋体とを備えた包装箱において、前記箱本体は、側壁部の上端部内周の全周又は複数箇所から内側に突出した上端突出部と、該上端突出部よりも下方位置で側壁部の内周の全周又は複数箇所から内側に延出した内部延出部とを備え、前記蓋体は、側壁部の上端部開口を閉塞可能に形成され、少なくとも外周縁部が変形可能なシート材で構成された蓋本体部と、該蓋本体部の上面側に延出した摘持部とを備え、前記蓋本体部は、外周縁部が側壁部内で内部延出部上に載置可能で且つ上端突出部に対向可能に形成されていることを特徴とする。

【選択図】図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

環状に形成された側壁部及び該側壁部の下端部開口を閉塞した底部を有する箱本体と、側壁部の上端部開口を閉塞可能に構成された蓋体とを備えた包装箱において、前記箱本体は、側壁部の上端部内周の全周又は複数箇所から内側に突出した上端突出部と、該上端突出部よりも下方位置で側壁部の内周の全周又は複数箇所から内側に延出した内部延出部とを備え、前記蓋体は、側壁部の上端部開口を閉塞可能に形成され、少なくとも外周縁部が変形可能なシート材で構成された蓋本体部と、該蓋本体部の上面側に延出した摘持部とを備え、前記蓋本体部は、外周縁部が側壁部内で内部延出部上に載置可能で且つ上端突出部に対向可能に形成されていることを特徴とする包装箱。

10

【請求項 2】

前記上端突出部は、側壁部の上端部を内側にカールすることで形成されている請求項 1 に記載の包装箱。

【請求項 3】

前記上端突出部及び内部延出部は、側壁部の内周の全周に亘って設けられている請求項 1 又は 2 記載の包装箱。

【請求項 4】

前記内部延出部は、側壁部の上端部開口を蓋体で閉塞した状態で、蓋本体部の外周縁部を上端突出部とともに挟み込めるように配置されている請求項 1 乃至 3 の何れか 1 項に記載の包装箱。

20

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、食品や日用品、その他物品を包装するための包装箱に関し、より詳しくは、環状に形成された側壁部及び該側壁部の下端部開口を閉塞した底部を有する箱本体と、側壁部の上端部開口を閉塞可能に構成された蓋体とを備えた包装箱に関する。

【背景技術】**【0002】**

従来から、食品や日用品等の物品を包装するための包装箱として、種々のものが提供されており、その一つとして、環状に形成された側壁部及び該側壁部の下端部開口を閉塞した底部を有する箱本体と、側壁部の上端部開口を閉塞可能に構成された蓋体とを備え、側壁部内に物品を収容した状態で蓋体を箱本体（側壁部）に外嵌して側壁部の上端部開口を閉塞するようにした、いわゆる、印籠式の包装箱が周知である。

30

【0003】

そして、この種の包装箱は、箱本体の側壁部に蓋体を外嵌するようになっているため、側壁部と蓋体の外周との間に段差ができ、見栄えがよくないとして、蓋体の外周面と側壁部の外周面とが面一になるようにしたものも提供されている（例えば、特許文献 1 参照）。

【0004】

かかる包装箱の箱本体は、上部が開放した外箱に内枠又は内箱が内装されており、内枠又は内箱の上端部が外箱の上端から上方に延出している。これにより、かかる包装箱は、側壁部の上端部に段差が形成されており、側壁部の上端部に蓋体を外嵌した状態で蓋体の外周面と側壁部の外周面とが面一になるようになっている。従って、かかる包装箱は、外観がすっきりして見栄えがよいとして、贈答品等を包装する場合等に多用されている。

40

【特許文献 1】実開平 5 - 94118 号公報**【発明の開示】****【発明が解決しようとする課題】****【0005】**

ところで、上記構成の包装箱は、外観が見栄え良く構成されているが、単に蓋体を箱本体に外嵌するだけであるため、箱本体から蓋体が不用意に外れるといった問題がある。特

50

に、箱本体（側壁部）の上下方向の高さが低く設定される場合には、側壁部に対して蓋体を外嵌できる領域（側壁部に対する蓋体の重なり）を十分に確保できなくなるため、箱本体から蓋体が脱落する可能性が高まってしまう。

【0006】

そこで、本発明は、外観の見栄えを良好にすることができる上に、物品を収容する箱本体の高さに関係なく、蓋体が不用意に外れるのを確実に防止することのできる包装箱を提供することを課題とする。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明に係る包装箱は、環状に形成された側壁部及び該側壁部の下端部開口を閉塞した底部を有する箱本体と、側壁部の上端部開口を閉塞可能に構成された蓋体とを備えた包装箱において、前記箱本体は、側壁部の上端部内周の全周又は複数箇所から内側に突出した上端突出部と、該上端突出部よりも下方位置で側壁部の内周の全周又は複数箇所から内側に突出した内部延出部とを備え、前記蓋体は、側壁部の上端部開口を閉塞可能に形成され、少なくとも外周縁部が変形可能なシート材で構成された蓋本体部と、該蓋本体部の上面側に突出した摘持部とを備え、前記蓋本体部は、外周縁部が側壁部内で内部延出部上に載置可能で且つ上端突出部に対向可能に形成されていることを特徴とする。

10

【0008】

上記構成の包装箱によれば、蓋体を箱本体（側壁部）の上端部開口に押し込むようにすると、蓋本体部の外周縁部が変形しつつ上端突出部を乗り越えた後に内部延出部上に載置され、側壁部の上端部開口が閉塞される。このように、蓋本体部が側壁部内で内部延出部上に載置されると、包装箱（箱本体）の外周上に蓋体が存在しないため、蓋体の存在で外周に段差等が形成されることはなく、見栄え良くまた斬新な態様になる。

20

【0009】

そして、蓋体が箱本体の上端部開口を閉塞した状態で、蓋体が上方に移動しようとすると、蓋本体部の外周縁部が上方側で対向する上端突出部に係止され、当該蓋体が不用意に外れることが防止される。このように、上記構成の包装箱は、従来の印籠式の包装箱のように、箱本体に対する蓋体の重なり量、すなわち、箱本体（側壁部）の上下方向の高さに影響を受けることがなく、蓋体が不用意に外れるのを確実に防止することができる。そして、上記構成の包装箱は、使用者が摘持部を持って意図的に蓋体を引き上げると、蓋本体部の外周縁部が変形しつつ上端突出部を乗り越えることになり、蓋体を取り外すことができる。

30

【0010】

本発明の一態様として、前記上端突出部は、側壁部の上端部を内側にカールすることで形成されてもよい。このようにすれば、側壁部と上端突出部とが一体的に形成されるため、蓋体を着脱するとき（蓋本体部の外周縁部が上端突出部を乗りえるとき）に生じる力に十分に耐え得る強度を得ることができる。

40

【0011】

本発明の他態様として、前記上端突出部及び内部延出部は、側壁部の内周の全周に亘って設けられてもよい。このようにすれば、蓋体で側壁部の上端部開口を閉塞したときに蓋本体部の外周縁部の全周が内部延出部に受けられることになり安定した装着が可能となる。また、蓋体が上方に移動しようとしたときに蓋本体部の外周縁部の全周が上端突出部に受けられることになり、蓋体の脱落を確実に防止することができる。

【0012】

さらに、本発明の別の態様として、前記内部延出部は、側壁部の上端部開口を蓋体で閉塞した状態で、蓋本体部の外周縁部を上端突出部とともに挟み込めるように配置されてもよい。このようにすれば、蓋体で側壁部の上端部開口を閉塞した状態で、蓋体が上下方向に移動することができないため、蓋体を安定した状態で取り付けることができ見栄えをより良好にすることができる。

【発明の効果】

50

【0013】

以上のように、本発明に係る包装箱は、外観の見栄えを良好にすることができる上に、物品を収容する箱本体の高さに関係なく、蓋体が不用意に外れるのを確実に防止することができるといった優れた効果を奏し得る。

【発明を実施するための最良の形態】**【0014】**

以下、本発明の一実施形態に係る包装箱について、添付図面を参照しつつ説明する。

【0015】

本実施形態に係る包装箱は、図1及び図2に示す如く、環状に形成された側壁部11及び該側壁部11の下端部開口を閉塞した底部12を有する箱本体10と、側壁部11の上端部開口Hを閉塞可能に構成された蓋体20とを備えている。10

【0016】

前記箱本体10は、側壁部11が包装形態に応じて角環状或いは円環状に形成される。すなわち、側壁部11は、角筒状又は円筒状に形成されるもので、本実施形態においては、円筒状(円環状)に形成されている。該側壁部11は、シート状の材料(本実施形態においては紙材料(厚紙))を環状に曲げ加工して形成されている。本実施形態に係る側壁部11は、上述の如く、円環状(円筒状)に形成されるため、矩形状のシート材を円筒状に丸め(曲げ)、重なり合った両端同士を接着剤等で接合することによって形成されている。そして、側壁部11は、外周面に所定の印刷が施されたり、所定の色彩や、模様等が施された和紙等の化粧紙が貼り付けられたりすることで装飾されている。20

【0017】

そして、本実施形態に係る箱本体10は、図1(a)及び図2に示す如く、側壁部11の上端内周の全周から内側に突出した上端突出部13と、該上端突出部13の下方位置で側壁部11の内周の全周から内側に延出した内部延出部14とを備えている。

【0018】

前記上端突出部13は、側壁部11内に対する物品Pの出し入れを阻害しない程度で側壁部11の内側に向かって突出している。本実施形態に係る上端突出部13は、側壁部11の上端部を内側にカールすることで形成されている。すなわち、本実施形態に係る箱本体10は、側壁部11が紙材料(厚紙)で構成されているため、該側壁部11を構成する紙材料を丸め加工(カール加工)することで、上端突出部13が側壁部11と一体的に形成されている。30

【0019】

前記内部延出部14は、平面視において無端環状に形成されており、側壁部11内に対して物品Pを出し入れする出入口を画定している。本実施形態に係る内部延出部14は、側壁部11を構成するシート材とは別のシート材を平面視において環状(ドーナツ状)に切断加工(又は打ち抜き加工)して形成したもので、その外周が側壁部11の内周面に対して接着されている。これにより、内部延出部14は、側壁部11の内周全周から内側(側壁部11の中央)に向けて延出した状態になっている。

【0020】

そして、該内部延出部14は、上端突出部13との間に蓋体20(後述する蓋本体部21)の外周縁部を介在し得る間隙を形成した位置に配置されている。本実施形態に係る内部延出部14は、上端突出部13との間隔が蓋体20の外周縁部の厚みと同一又は略同一の間隔になるように配置されている。すなわち、内部延出部14は、上端突出部13とともに蓋体20の外周縁部を挟み込める位置に配置されている。40

【0021】

そして、内部延出部14は、上述の如く、物品Pの出入口を画定するため、物品Pの出し入れを阻害せず、且つ、蓋体20(後述する蓋本体部21)の外周縁部を受けることができる延出量に設定される。例えば、上端突出部13をカール加工によって形成する場合、側壁部11の内周面を基準に、上端突出部13の突出量以上で該上端突出部13の突出量の五倍以下、好ましくは、上端突出部13の突出量以上で該上端突出部13の突出量の50

三倍以下に設定される。

【0022】

そして、前記側壁部11は、図2に示す如く、下端部に底部12を受ける底受部15が形成されている。かかる底受部15は、側壁部11の内側に向かって突出するように形成されている。本実施形態に係る底受部15は、上端突出部13と同様に、側壁部11を構成する前記紙材料を丸め加工(カール加工)することで、側壁部11と一体的に形成されている。

【0023】

前記底部12は、側壁部11の内形状に対応するようにシート材を切断加工(或いは打ち抜き加工)することで形成されている。そして、該底部12は、側壁部11内で外周縁部が底受部15に載置された状態で、側壁部11及び底受部15の少なくとも何れか一方に接着されて固定されている。

【0024】

前記蓋体20は、側壁部11の上端部開口Hを閉塞可能に形成され、少なくとも外周縁部が変形可能なシート材で構成された蓋本体部21と、該蓋本体部21の上面側に延出した摘持部22とを備えている。

【0025】

本実施形態に係る蓋本体部21は、全体が紙製のシート材(厚紙)で構成されており、外周縁部のみならず全体が変形できるようになっている。そして、蓋本体部21は、外周縁部が側壁部11内で内部延出部14上に載置可能で且つ上端突出部13に対向可能に形成されている。本実施形態においては、側壁部11が円筒状に形成されているため、蓋本体部21は、円板状に形成されている。そして、該蓋本体部21は、外径が側壁部11の内径よりも小径で且つ上端突出部13の内径及び内部延出部14の内径よりも大径に設定されている。

【0026】

そして、蓋本体部21は、少なくとも一方の面(上面)に所定の印刷が施されたり、所定の色彩や、模様等が施された和紙等の化粧紙が貼り付けられたりすることで、装飾されている。

【0027】

そして、前記摘持部22は、蓋本体部21と一体的に形成されている。すなわち、摘持部22は、蓋本体部21の外周端部の一部を切り起こすことで、蓋本体部21の一方の面(上面)側に延出するように形成されている。

【0028】

本実施形態に係る包装箱1は、以上の構成からなり、次に該包装箱1の使用態様について説明する。

【0029】

まず、箱本体10(側壁部11)内に包装対象となる物品Pを収容し、図1(a)に示す如く、摘持部22が上側に突出するように蓋本体部21の他方の面を下側に向かって、蓋体20(蓋本体部21)を箱本体10(側壁部11)の上端部開口Hに押し込む。そうすると、前記蓋本体部21は、外径が上端突出部13よりも大径に設定されているため、外周縁部が変形しつつ上端突出部13を乗り越えることになる。

【0030】

そして、蓋本体部21は、外周縁部が上端突出部13を乗り越えると、図1(b)及び図2に示す如く、側壁部11内に入り込んで外周縁部が内部延出部14上に載置されるとともに、該外周縁部が上方側にある上端突出部13と対向する。この状態で蓋本体部21は、側壁部11の上端部開口H(上端突出部13が画定する開口領域及び内部延出部14が画定する開口領域)の全域に存在することになり、側壁部11の上端部開口Hが閉塞される。

【0031】

本実施形態においては、上端突出部13と内部延出部14との間隔が蓋本体部21(蓋

10

20

30

40

50

本体部 21 の外周縁部) の厚みと同一又は略同一に設定されているため、蓋本体部 21 が側壁部 11 の上端部開口 H を閉じた状態、すなわち、蓋本体部 21 の外周縁部が内部延出部 14 上に載った状態で、該外周縁部が上端突出部 13 と内部延出部 14 とに挟まれた状態になる。これにより、蓋体 20 は、上下方向の移動が完全に又は略完全に規制された状態になるため、安定した状態で箱本体 10 に対して装着される。

【 0032 】

このように、本実施形態に係る包装箱 1 は、蓋体 20 が側壁部 11 の上端部開口 H を閉じた状態では、蓋本体部 21 が側壁部 11 内で内部延出部 14 上に載置されるため、包装箱 1 (箱本体 10) の外周上に蓋体 20 が露呈しない態様となる。これにより、該包装箱 1 は、蓋体 20 の存在で外周に段差等が形成されることなく、見栄え良くまた斬新な態様で物品 P を包装することができる。

10

【 0033 】

そして、上述の如く、蓋体 20 が箱本体 10 の上端部開口 H を閉塞した状態で、蓋本体部 21 の外周縁部が上方側にある上端突出部 13 と対向しているため、例えば、包装箱 1 を持ち運ぶことで収容した物品 P が動く等して、側壁部 11 内から蓋体 20 に対して上方に向かっての力 (蓋体 20 を押し上げようとする力) が作用したとき、蓋本体部 21 の外周縁部が対向する上端突出部 13 に係止され、当該蓋体 20 が不用意に外れることが防止される。

20

【 0034 】

これに対し、使用者が意図的に蓋体 20 の摘持部 22 を持って蓋体 20 を引き上げると、蓋本体部 21 の外周縁部が変形しつつ上端突出部 13 を乗り越えることになり、蓋体 20 を取り外すことができる。

【 0035 】

以上のように、本実施形態に係る包装箱 1 は、環状に形成された側壁部 11 及び該側壁部 11 の下端部開口を閉塞した底部 12 を有する箱本体 10 と、側壁部 11 の上端部開口 H を閉塞可能に構成された蓋体 20 とを備えた包装箱 1 において、前記箱本体 10 は、側壁部 11 の上端部内周の全周又は複数箇所から内側に突出した上端突出部 13 と、該上端突出部 13 よりも下方位置で側壁部 11 の内周の全周又は複数箇所から内側に延出した内部延出部 14 とを備え、前記蓋体 20 は、側壁部 11 の上端部開口 H を閉塞可能に形成され、少なくとも外周縁部が変形可能なシート材で構成された蓋本体部 21 と、該蓋本体部 21 の上面側に延出した摘持部 22 とを備え、前記蓋本体部 21 は、外周縁部が側壁部 11 内で内部延出部 14 上に載置可能で且つ上端突出部 13 に対向可能に形成されているので、外観の見栄えを良好にすることができる上に、物品 P を収容する箱本体 10 の高さに関係なく、蓋体 20 が不用意に外れるのを確実に防止することができるといった優れた効果を奏し得る。

30

【 0036 】

また、本実施形態に係る包装箱 1 は、前記上端突出部 13 が側壁部 11 の上端部を内側にカールすることで形成されているので、側壁部 11 と上端突出部 13 とが一体的に形成され、蓋本体部 21 の外周縁部が上端突出部 13 を乗りえる際に生じる力に十分に耐え得る強度を得ることができる。

40

【 0037 】

さらに、本実施形態に係る包装箱 1 は、上端突出部 13 及び内部延出部 14 が側壁部 11 の全周に亘って設けられているので、蓋体 20 で側壁部 11 の上端部開口 H を閉塞したときに蓋本体部 21 の外周縁部の全周が内部延出部 14 に受けられることになり安定した装着が可能となる。また、蓋体 20 が上方に移動しようとしたときに蓋本体部 21 の外周縁部の全周が上端突出部 13 に受けられることになり、蓋体 20 の脱落を確実に防止することができる。

【 0038 】

そして、本実施形態に係る包装箱 1 は、側壁部 11 の上端部開口 H を蓋体 20 で閉塞した状態で、内部延出部 14 が蓋本体部 21 の外周縁部を上端突出部 13 とともに挟み込め

50

るよう配置されているので、蓋体20で側壁部11の上端部開口Hを閉塞した状態で、蓋体20が上下方向に移動することができないため、蓋体20を安定した状態で取り付けることができ見栄えをより良好にすることができる。

【0039】

尚、本発明は、上記実施形態に限定されるものではなく、本発明の要旨を逸脱しない範囲内において種々変更を加え得ることは勿論である。

【0040】

上記実施形態において、矩形状のシート材を丸めて円筒状の側壁部11を形成するようにしたが、これに限定されるものではなく、例えば、本実施形態のように側壁部11を紙材料で構成するとともに円筒状に形成する場合には、円筒状の紙管を軸線方向で必要長さに切断して側壁部11とするようにしてもよい。

10

【0041】

上記実施形態において、側壁部11を円筒状に形成したが、側壁部11の形態はこれに限定されるものではなく、例えば、側壁部11を角環状、すなわち、多角筒状(枠状)に形成しても勿論よい。従って、箱本体10は、別部材で構成された側壁部11と底部12とを接続して形成したものに限定されるものではなく、例えば、底部12となる平面視多角形状(主として四角形状)領域を画定する各端縁に側壁部11となる矩形状の領域を延設した展開シートを折り曲げ加工して形成したものであってもよい。この場合においても、側壁部11の上端部に上端突出部13を設け、これの下方位置に内部延出部14を設ければ、上記実施形態と同様の作用及び効果を奏することができる。

20

【0042】

上記実施形態において、一枚のシート材の一部を切り起こすことで摘持部22を蓋本体部21に対して一体的に形成したが、これに限定されるものではなく、例えば、蓋本体部21の上面に別部材で構成した摘持部22を接続するようにしてもよい。

【0043】

上記実施形態において、上端突出部13及び内部延出部14を側壁部11の内周全周に亘って設けるようにした、すなわち、上端突出部13及び内部延出部14を環状(ドーナツ状)に形成するようにしたが、これに限定されるものではなく、例えば、上端突出部13及び内部延出部14の少なくとも何れか一方を側壁部11の周方向で断続的な配置で設けるようにしてもよい。すなわち、上端突出部13を側壁部11の周方向に断続的に(間隔をあけて)複数設ける一方、内部延出部14を上記実施形態と同様に環状に形成するようしたり、上端突出部13を上記実施形態と同様に環状に形成する一方、内部延出部14を側壁部11の周方向に断続的に(間隔をあけて)複数設けるようにしたりしてもよい。また、上端突出部13及び内部延出部14の両方を側壁部11の周方向に断続的(間隔をあけて)複数設けてもよい。そして、このように上端突出部13及び内部延出部14の両方を側壁部11の周方向に断続的(間隔をあけて)複数設ける場合には、必ずしも両者が対向した配置にしたものに限定されるものではなく、例えば、上端突出部13と内部延出部14とを周方向でずれた配置にしてもよい。

30

【0044】

上記実施形態において、側壁部11の上端部(側壁部11を構成するシート材の端部)を丸め加工(カール加工)して上端突出部13を形成するようにしたが、上端突出部13はこれに限定されるものではなく、例えば、内部延出部14と同様に、上端突出部13を側壁部11となるシート材とは別部材で構成し、これを側壁部11に接続することで上端突出部13とするようにしてもよい。また、上端突出部13は、側壁部11の上端縁に形成されたものに限定されるものではなく、例えば、側壁部11の上端縁よりも下方位置に位置するように設けてもよい。すなわち、上端突出部13は外観良好となる範囲内で側壁部11の上端縁よりも奥まった位置に配置されてもよい。

40

【0045】

上記実施形態において、箱本体10及び蓋体20をシート状の紙材(厚紙)から形成するようにしたが、これに限定されるものではなく、例えば、これらの両方、或いは、何れ

50

か一方を樹脂製シートで形成するようにしても勿論よい。

【0046】

そして、上記実施形態において、蓋本体部21の外周縁部が変形可能となることを前提に該蓋本体部21全体を同一素材で構成するようにしたが、これに限定されるものではなく、例えば、蓋本体20本体の外周縁部のみを変形可能な素材（シート材）で構成し、該外周縁部よりも内側に部分を変形不能な素材で構成するようにしてもよい。

【0047】

上記実施形態において、側壁部11の上端部開口Hを蓋本体20で閉塞したときに、蓋本体20（蓋本体部21）の外周縁部が、内部延出部14と上端突出部13とに挟み込まれた態様になるようにしたが、これに限定されるものではなく、例えば、上端突出部13と内部延出部14との間隔を蓋本体部21の外周縁部の厚みよりも広く設定し、側壁部11の上端部開口Hを蓋本体20で閉塞したときに蓋本体部21の外周縁部が上端突出部13と内部延出部14とに挟み込まれることなく該内部延出部14上に載った状態になるようにしてもよい。このようにしても、蓋本体20が上方側に移動しようとしても蓋本体部21の外周縁部が上端突出部13に係止されるため、蓋本体20が不用意に外れてしまうことを防止することができる。但し、蓋本体20の装着安定性を考慮すれば、上記実施形態と同様に、蓋本体部21の外周縁部が上端突出部13と内部延出部14とに挟み込まれた態様になるようにすることが好ましい。

【0048】

上記実施形態において、箱本体10（側壁部11）の外周面や蓋本体20（蓋本体部21）の上面に印刷を施したり化粧紙を貼り付けたりして装飾するようにしたが、これに限定されるものではなく、これらを構成する素材（シート材）そのものを表面に露呈させようにもしても勿論よい。

【図面の簡単な説明】

【0049】

【図1】本発明の一実施形態に係る包装箱の斜視図であって、(a)は、蓋本体20を箱本体10から取り外した状態を示し、(b)は、蓋本体20を箱本体10に取り付けた状態を示す。

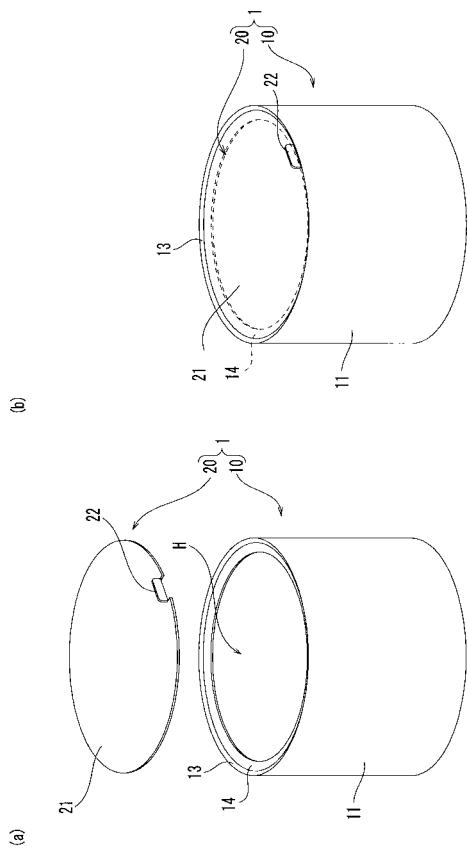
【図2】同実施形態に係る包装箱の縦断面図を示す。

【符号の説明】

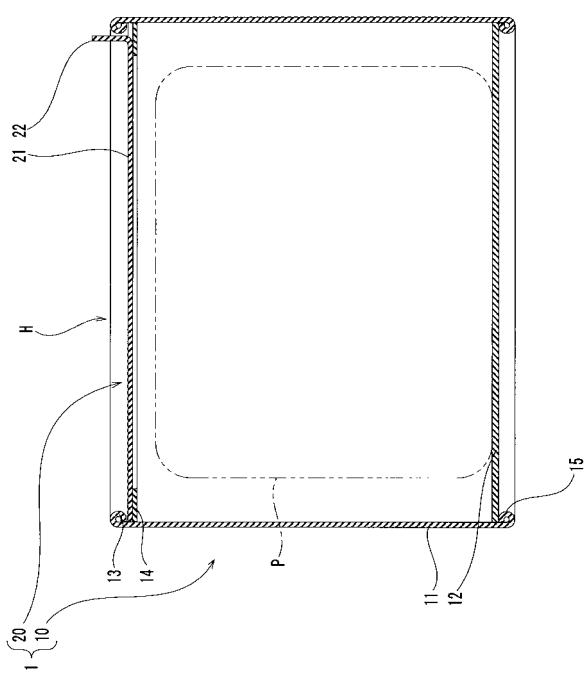
【0050】

1…包装箱、10…箱本体、11…側壁部、12…底部、13…上端突出部、14…内部延出部、15…底受部、20…蓋本体、21…蓋本体部、22…摘持部、H…上端部開口、P…物品

【図1】



【図2】



フロントページの続き

F ターム(参考) 3E060 AA03 AA13 AB33 BA22 BC04 CG12 CG22 DA30 EA06 EA13
EA14
3E067 AA11 AB01 BA06A BA24A BA25A BB01A BB14A BC03A EA22 EA32
EB27 FC01
3E084 AA02 AA12 AA34 BA01 CA01 CB04 CC07 DA01 DB13 DC07
FA09 FC04 GA08 GB12 GB17 LA17 LB07